

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により、防衛医科大学校病院整備事業を同条に規定する特定事業として選定するに当たって、同法第11条第1項に規定する客観的な評価を行ったので、同項の規定により別紙のとおりその結果を公表します。

令和8年5月20日

防衛大臣 小泉 進次郎